

新型コロナワクチンの4回目接種に関する緊急要望

新型コロナワクチンの4回目接種について、国は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の者や18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者を対象に、今月中にも開始するとしている。

これまでと接種対象者と接種間隔が異なることから、国民に対し大きな不安や懸念をもたらすのみならず、3回目接種等と並行して接種を実施する自治体にとっても混乱が生じることが想定される。

については、国は、下記の事項について、特段の措置を講じること。

記

1. 国民や都市自治体が4回目接種の目的や有効性・安全性等を理解できるよう、十分に周知・広報を行うこと。
2. 4回目接種に必要なワクチンについて、都市自治体が希望するワクチンを早期かつ確実に配分すること。
特に、国民はファイザー社ワクチンによる接種を希望している一方で、ファイザー社ワクチンの供給が見合っていないことから、国において必要な対策を講じること。
3. 医療従事者及び介護施設従事者が重症化することや、医療機関や介護施設においてクラスターが発生した際、社会生活に大きな影響を与えかねないので、医療従事者及び介護施設従事者を対象に加えることを検討すること。

令和4年5月20日

全国市長会 会長 立谷 秀清